

2016年11月19日

公益社団法人 日本精神神経学会  
理事長 武田 雅俊

精神保健指定医資格のためのケースレポートの不適切な申請に関する声明

2016年10月26日厚生労働省の発表によれば、精神保健指定医資格のためのケースレポートの不適切な申請を行った精神科医49人、および、その指導医40人が同資格を取り消された。本件は、本学会精神科医の倫理綱領における法と制度への責務「精神科医師は法を遵守するとともに、法や制度を改善するよう努める」に反する精神科医の存立基盤を傷つける行為であり、極めて遺憾である。

精神保健指定医は厚生労働省により認定される資格であり、本学会が認定する精神科専門医・指導医とは異なるものである。本学会精神科専門医制度では3年間に亘る詳細な臨床経験を修了し、その研修実績（研修手帳）審査、経験症例レポート審査、筆記試験、および面接試験という厳格な運用を行っている。しかし、本件の重大性に鑑み、本学会は本件に関わった精神科専門医の調査を行う予定である。

本学会会員が本件に関与したことを真摯に受け止め、倫理的教育・研修に一層努める。さらに、精神科専門医育成において、複数施設での研修を通して偏りのない臨床的な知識・経験・倫理を確保する制度を構築するとともに、専門医の日々の切磋琢磨を支援する生涯教育を充実させ、専門医の質を向上させていく所存である。

以上